

## 平成19年西東京市教育委員会第7回定例会会議録

- 1 日 時 平成19年7月24日(火)  
開会 午後2時05分 閉会 午後3時47分
- 2 場 所 保谷庁舎 防災センター6階講座室2
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 委 員 長 竹 尾 格  
委員長職務代理者 角 田 富美子  
委 員 宮 田 清 蔵  
委 員 沼 本 禧 一  
教 育 長 宮 崎 美代子
- 5 出席職員 教 育 部 長 名古屋 幸 男  
特 命 担 当 部 長 村 野 正 男  
教 育 企 画 課 長 青 柳 昌 一  
教育部副参与兼学校運営課長 富 田 和 明  
教育部副参与兼教育指導課長 大 町 洋  
統 括 指 導 主 事 石 井 卓 之  
指 導 主 事 小 坂 和 弘  
指 導 主 事 岡 本 賢 二  
指 導 主 事 渡 邊 重 幸  
教育指導課長補佐 飯 島 伸 一  
教育部副参与兼教育相談担当課長 長 澤 和 子  
教育部副参与兼社会教育課長 宮 寺 勝 美  
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 東 原 隆  
公 民 館 長 相 原 昇  
教育部副参与兼図書館長 小 池 博
- 6 事務局 教育企画課企画調整係長 白 井 清 美  
教育企画課企画調整係主査 清 水 達 美  
教育企画課企画調整係主任 後 藤 幸 男
- 7 傍聴人 8人

## 平成19年西東京市教育委員会第7回定例会議事日程

日 時 平成19年7月24日(火) 午後2時00分～

会 場 西東京市防災センター6階 講座室2

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 議案第44号 西東京市教育委員会表彰について
- 第3 議案第45号 平成20年度使用西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書  
の採択について
- 第4 議案第46号 西東京市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- 第5 協議事項 (1) 中学校給食について
- 第6 報告事項 (1) 第2回市議会定例会報告  
(2) 学校給食運営審議会答申について  
(3) 上向台小学校給食調理民間委託について  
(4) 平成18年度「児童・生徒の学力向上を図るための調査」結果に  
ついて  
(5) (仮称)保谷駅前公民館・図書館施設整備について
- 第7 その他

西東京市教育委員会会議録

平成 19 年第 7 回定例会  
( 7 月 24 日 )

## 午後 2 時 0 5 分 開 会

### 議事の経過

竹尾委員長 ただいまから平成19年西東京市教育委員会第7回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は宮田委員にお願いいたします。

竹尾委員長 まず、本日の議事進行についてお諮りをしたいと思います。日程第2から日程第4につきましては日程どおり進行させていただきまして、日程第5 協議事項（1）中学校給食について、でございますが、協議案件が報告事項（2）の学校給食運営審議会の答申と密接に関係しておりますので、先に報告事項（1）及び報告事項（3）から（5）の説明及び質疑を受けた後に（2）学校給食運営審議会の答申の説明をいただきまして、その説明を受けた後、質疑を行い、日程第5の協議事項に入ることにしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

竹尾委員長 異議なしと認めます。

竹尾委員長 日程第2 議案第44号 西東京市教育委員会表彰について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第44号 西東京市教育委員会表彰について、の提案理由を御説明申し上げます。お手元の資料を御参照いただければありがたいと思います。

本議案につきましては、西東京市教育委員会表彰規則第3条第1号及び西東京市教育委員会表彰審査基準第3の（2）により、西東京市体育協会におきまして、体育教育に10年以上の活動歴を有し、現在も活動中で、特に功績のあった個人ということで、西東京市体育協会より推薦をいただいたものでございます。西東京市教育委員会事務委任規則第2条第13号に基づきまして提案するものでございます。

それでは、表彰候補者の説明に入らせていただきます。

第1番目の福島美記子さんは、昭和60年、旧田無市バドミントン連盟入会以来、22年間の活動をしており、現在は西東京市バドミントン協会を指導部長として支え、特にジュニア育成に力を注ぐとともに、自らも平成18年度第23回全日本シニアバドミントン選手権大会でベスト8になるなど、現役として活躍もしている方でございます。

2番目の阿部次郎さんは、西東京市剣友会事務局長を長年務め、全国中学校剣道大会、生涯スポーツ大会、全国婦人剣道大会に選手を輩出するなど、指導者としての後進の育成に御尽力をいただいている方でございます。

3番目の村田澄江さんは、西東京市民踊舞踊連盟に所属し、42年間にわたり会の活動を支えながら、後進の指導・育成にも寄与している方でございます。

4番目の中島喬さんは、西東京市弓道連盟におきまして、44年の活動をし、平成2年に6段、平成11年には教士となり、平成14年からは連盟の顧問として指導・育成にかかわっている方でございます。

5番目の指宿卓兄さんは、平成3年の旧保谷市ダンススポーツ協会の設立に尽力し、活動歴16年の中で、現在も西東京市ダンススポーツ連盟の会長として活躍し、中心的な役割を果たしている方でございます。

6番目の岡崎芳雄さんは、平成4年の旧田無市ソフトボール協会理事を始めといたしまして、現在は西東京市ソフトボール協会用具部長として活躍しながら、自らのチームの監督も務めておられる方でございます。

7番目の石田敬三さんは、昭和59年に市民公園体操会入会を始めといたしまして、現在は会長として会員の指導に当たっておられる方でございます。

8番目の渋谷操子さんは、昭和59年、旧保谷市ゲートボール協会に入会し、東京都ゲートボール連合会副会長、東多摩ブロック協議会副ブロック長を歴任し、全日本ゲートボール1級審判員の資格を有し、後進の育成にかかわっている方でございます。

9番目の遠藤正樹さんは、平成5年の旧田無市ターゲットバードゴルフクラブの発足に理事としてかわり、その後、10年間にわたり役員として尽力しながら、西東京市ターゲットバードゴルフ協会の発足にもかわり、現在も後進の育成に寄与しておられる方でございます。

最後になりますが、10番目の一柳絹二さんは、平成5年からグラウンドゴルフ協会の理事として活躍し、現在も協会の発展に尽力されている方でございます。以上、簡単でございますが、提案理由とさせていただきます。御審議のほどよろしく御決定賜りますようお願いいたします。以上でございます。

竹尾委員長 補足説明はありますか。 ありませんか。

説明が終わりました。質疑を受けます。

宮田委員 言葉がわからなくて質問なんです、ターゲットバードゴルフというのは何でしょうか。無知で申し訳ないんですが。

東原スポーツ振興課長 ゴルフのような、羽根を飛ばして……

宮田委員 羽根を飛ばす……。

東原スポーツ振興課長 羽根つきのボールを飛ばして、真ん中に、ゴールのところだけ穴があるだけでなく柱が立っていて、そこに受け皿があって、そこに打ったものを入れる。籠ですね。それがターゲットバードゴルフになります。ゴルフはこころと行って、こつと落ちるんですけれども、そうではなく、その上に浮いてる籠にぽっと入れるというものです。

宮田委員 じゃあ、グラウンドゴルフというのは普通のゴルフですか。

東原スポーツ振興課長 グラウンドゴルフは、普通のゴルフよりももう少し距離が短く、面積の狭いところのできる簡単なものです。ゲートボールとは違います。

宮田委員 わかりました。すみません。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第44号 西東京市教育委員会表彰について、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第3 議案第45号 平成20年度使用西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第45号 平成20年度使用西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について、の提案理由を御説明申し上げます。

本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第23条第6号及び西東京市教育委員会事務委任規則第2条第1項第10号に基づきまして提案するものでございます。

特別支援学級教科用図書の採択につきましては、毎年採択することになっております関係上、本議案は平成20年度に特別支援学級で使用いたします小学校、中学校の教科用図書をここで採択するものでございます。

この特別支援学級の教科用図書につきましては、学校教育法第107条、特別支援学級の使用する教科用図書の特例ということで、いわゆる文部科学省の検定外の図書でも使用することができることになっております。これは特別支援学級の子どもたちの発達段階に合わせた指導を行うためでございます。

採択の流れについてでございますが、まず、特別支援学級を設置している学校が独自に調査いたします。次に、特別支援学級設置校の校長先生と各学校代表の先生で構成する調査委員会で内容を吟味いたします。そして、答申として受けたものを本日お手元に配付させていただきました。

資料に沿いまして、議案の内容について御説明いたします。

田無小学校わかば学級から保谷中学校のびる学級まで、順番に教科・種目、学年、発行社名、書名が記されております。小学校におきましては、国語から生活までの6教科・種目、中学校では、国語から英語までの10教科・種目がございます。詳細につきましては事務局から説明いたしますので、御審議のほどよろしく御決定賜りますようお願い申し上げます。石井統括指導主事 それでは、私から補足説明をいたします。

まず、採択の流れの補足ですが、第1段階として、各学校に校長を中心とした図書研究会を置き、特別支援学級の全教員で来年度使用する教科用図書の調査研究を6月11日から7月3日まで行い、調査資料を作成し、教育長に提出いたしました。第2段階といたしまして、7月3日の午後に教科用図書調査委員会を開催し、各学校の図書研究会から提出された学校別調査資料について調査を行いました。委員は、各特別支援学級設置校校長及び校長から推薦された教諭1名の計10名となります。調査の項目は、内容、構成・分量、表記・表現及び使用上の便宜の3点であり、児童・生徒の障害の種類・程度、能力・特性にふさわしいかどうかを検討いたしました。また、その際、小・中学校の発達段階と連携状況、教科用図書の冊数や範囲などについても詳細に検討いたしました。第3段階といたしまして、調査委員会の委員長である保谷中学校蚊野校長が取りまとめ、各図書を選んだ選定理由を添えて教育長に答申し、本日お手元にあります教科用図書一覧となっております。

次に、記載について補足説明をいたします。

田無小学校わかば学級を御覧ください。音楽の発行社名に「検定本」とありますのは、平成17年度に小学校で採択された教科用図書で、現在、通常学級で使用されているものと同じのものを使用することとなります。

1枚めくっていただけますでしょうか。東小学校あすなろ学級を御覧ください。国語の5年の書名に「国語」の後に星が三つついているものがございます。これは、文部科学省著作教科用図書であり、知的障害特別支援学級用のものでございます。

それ以外のものは、先ほど教育長の御説明にありました107条図書からの選定となっております。以上でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

沼本委員 今のは、これは20年度ですけれども、19年度、大分差が、変わっていくんですか、この前言っていたように。

それからもう1点は、ここで採択された採択本の見本というか、そういうのは市の一括したところに収容されているわけですか。

石井統括指導主事 お答えいたします。

まず1点目ですが、本年度、20年度用に新しく採択がえを希望した学校が3校ございます。

まず、東小学校ですが、昨年度と1カ所変更がございます。生活にあります「かいかたそだてかたずかん やさいのうえかたそだてかた」というものが昨年度と変わっております。理由といたしましては、学級園で野菜を育てているので、本から学べることが多いのではないかとということで、これが変更になります。

それから、田無第一中学校を御覧ください。昨年度とほぼ同じですが、国語、社会、数学で、暮らしにより役立つように内容を変えたということで、本を変更いたしました。これは、実はその内容の中に履歴書の書き方などの資料が豊富にあり、将来職業に就くときに役立つと考えたということでした。また、美術においても第1学年、第2学年とも変更いたしました。これは新しいシリーズが入ったということで、内容を変えたということです。さらに、3年の英語には付属としましてCDがついているということで、耳から聞いて学べると考え、この本を選定したということです。

それから、保谷中学校につきましては、保健体育科で「かがくのとも傑作集 きゅうきゅうばこ」を選定いたしました。実は、保谷中学校は、特別支援学級が校庭や体育館を使用できないことが多く、特に雨の日に保健の授業を充実させたいという希望がありまして、生徒に合っているということで、この本を選定ということになりました。

2点目についてですが、実は、その107条本というのは、いわゆる一般に売られている雑誌、本が多いので、完全に見本本をそろえるというのは無理なんです、今日変更した選定本で主だったものは後ろにお持ちしておりますので、そこに見本がございます。以上です。

沼本委員 そうすると、一般の人は、見本本が全部そろっていないわけですね、一カ所には、石井統括指導主事 現状としてはそのようになってございます。

沼本委員 これからはできたらそういうふうに一括して見本本を展示してもらおうような場所

とかなんとか、つくってくれるといいと思うんですけどもね。

竹尾委員長 いかがですか。

石井統括指導主事 107条本が絵本の関係がありますので、あらかじめ全部そろえるのは無理なんです、実は都の方からこういう冊子が出ております。この冊子が各学校に配られて、ここに調査に必要な資料が全部入っております。それを参考に各学校は選んでおります。以上でございます。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

角田委員 特別支援というのは、一人ひとりやはりいろいろと障害が違ふと思いますので、家族にもよく理解できるものであってほしいなと思っておりますが、そういった場合、選定する場合には、そういうことも検討された上で選定されているのですか。

石井統括指導主事 各学校の指導者は保護者の方ともよくいろいろなところでお話をさせていただいております。したがって、その指導の手順、そのほか細かいことは保護者の同意を得て行っておりますので、教科書選定にも反映されております。

宮田委員 同じ本が学校によっては学年が違ふところで教えられているんですね。これは何か理由があるのでしょうか。

石井統括指導主事 先ほどお話をさせていただきましたが、障害の程度が一人ひとり違ふておりますので、特別支援学級は学年というよりは個人に合わせてやっておりますので、その関係で同じ本ですが違ふ学年に選定ということがございます。

宮田委員 原則的にそれでいいとは思いますが、これ、学年というのは1人じゃないわけですよ。

石井統括指導主事 はい。

宮田委員 そうすると、同じ学年で、ある小学校は4年生で、ある小学校は5年生という...。だから、一人ひとりだったら、その同じ学年でも5年生の場合もあるし、4年生の場合もあると思うんですが、今おっしゃった論理は私の頭の中に十分入らないんです。1人だったらおっしゃるとおり。1人でないのにもかかわらずいろいろ変わっているという理由にはならないような気がするんですが、いかがでしょうか。

石井統括指導主事 御指摘のとおりなんです、教科書も確かに使うんですが、ほかにもいろいろ教材を使う形になります。今、通常学級でもそうなんです、なかなか一つのものですべてに対応は無理なので、一応教科書も使いますが、いろいろな教材で学習を進めていくということにはなっております。

宮田委員 だから、4年生、ある場合には3年生とかで、一方で5年生だったり、難しかったりしなければよしいなと思うんですけども、その一人ひとりということと、画一的に学年で対応しちゃうこととということをうまく調整することが私は必要かなと思っておりますが、よろしくをお願いします。

竹尾委員長 よろしゅうございますか。 宮田委員の今の御指摘をどうぞ慎重に受けとめて、生かしていただきたいと思っております。

ほかに質疑はございませんか。

沼本委員 今の件ですけれども、都教委から出ている107条本についての解説部分があり

ますよね。その中に学年の範囲というのがありますか。

石井統括指導主事 学年の範囲はございませんが、A、B、Cという、一応都教委が考えているランクというものはついております。

竹尾委員長 よろしいですか。

沼本委員 いいです。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第45号 平成20年度使用西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択について、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第4 議案第46号 西東京市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第46号 西東京市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の提案理由を御説明申し上げます。

現在、学校教育が抱える課題がより一層複雑化、多様化する中で、教諭一人ひとりの資質能力と学校の組織的課題解決能力の一層の向上が必要となっております。ところが、教諭または養護教諭という同一の職にある者の間で職務の困難度や責任の度合いに違いが生じております。また、校長の職につきましても、新しいタイプの学校や研究開発校など、学校によって校長が担う責任や職務の困難度に違いが見られる状況となっております。これらのことから、校長、教諭及び養護教諭の職を職務の困難度及び責任の度合いの違いに基づきまして分化し、統括校長、主任教諭及び主任養護教諭の職を新たに設置することによりまして、教育職員一人ひとりの意欲を引き出し、資質能力の向上を図り、学校をより組織的に機能させ、学校全体の教育力を高めていくとともに、それぞれの職に応じた適切な処遇を実現することが規則改正の主な理由となっております。

次に、改正までの経緯について、概略を御説明させていただきます。

東京都教育委員会では、平成18年7月に職のあり方検討委員会報告書において、職の分化を含めた、教員の職のあり方の方向性が示され、その検討に当たっては、学校の訪問調査及び各地教委室課長との意見交換を行ってまいりました。これを受けまして、平成19年6月28日に開催されました平成19年度東京都教育委員会第11回定例会におきまして、東京都立学校の管理運営に関する規則を改正し、平成20年4月から都立学校に新たに統括校長、主任教諭及び主任養護教諭の職を設置することといたしました。東京都教育委員会では、教育職員の適切な任用管理の点から、全校種及び全区市町村で同時にこれらの新たな職を設置することが必要となり、全区市町村教育委員会に対し、規則改正の依頼を行ったものでございます。

以上のことから、本市におきましても、この依頼を受けまして、規則改正を御提案申し上げる経緯となったものでございます。規則改正の内容等の詳細につきましては事務局より御

説明いたさせますので、御審議のほどよろしく御決定賜りますようお願い申し上げます。私の方からは以上でございます。

大町教育指導課長 議案第46号 西東京市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、教育長に補足して御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元にございます資料の西東京市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則(案)に係る新旧対照表を御覧ください。

規則の改正につきましては、大きく分けて三つの改正を行うものであります。

第1点目として、学校に、特に重要かつ困難な職責を担う校長の職として、統括校長を置くことができることとするため、第6条の校長の職務の後に1条を追加するものでございます。文中、「委員会が別に定める基準」とございますが、これは、統括校長の配置基準を都教委が定め、それを参考に規則改正後に本市においても定めるものでございます。おおよそ公立学校長全体の10%から15%程度の配置になる見込みでございます。

第2点目として、学校に、特に高度の知識または経験を必要とする教諭の職として、主任教諭及び主任養護教諭を配置することができることとするため、第7条の3の次に1条を追加するものでございます。主任教諭及び主任養護教諭の果たす役割といたしましては、教育面において特に高度の知識や経験に基づく高い実践力を自ら発揮し、校務運営面においては校務分掌上の重要な役割を担い、学校運営に積極的な貢献を求めるものでございます。具体的には、同僚教諭や若手教諭の指導的な役割、主幹の補佐、指導層、監督層等教諭との双方向の意思疎通を一層高めていく役割を果たすものでございます。

第3点目としましては、これらの職の設置の基準規定整備に伴う文言整理を行うものでございます。

今後の予定でございますけれども、規則改正後、都教委において8月に職の分化に見合った給料表の設定を東京都人事委員会に要望いたしまして、秋の東京都人事委員会の給与勧告を経て、11月以降に選考を行う予定となっております。任用の開始は新年度となるため、規則施行日は平成20年4月1日とするものでございます。説明は以上でございます。御審議のほどよろしくようお願い申し上げます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

宮田委員 「学校に、委員会が別に定める」というんですけれども、委員会とは何を指しているのでしょうか。

大町教育指導課長 教育委員会でございます。

宮田委員 ここが別に定める基準に基づき……。

竹尾委員長 よろしゅうございますか。

宮田委員 はい。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

角田委員 その続きの「特に重要かつ困難な職責」とはどのような職責なのか、説明してください。

大町教育指導課長 これは、学校によって、それぞれその学校の持つ困難さや重要度があります。長い間かかってなかなか解決できなかった事柄や、それから校長の学校経営方針に

よってその年度に特に重要とされているような職務について、積極的にかかわっていくという意味でございます。

角田委員 学校によってそういう格差というのは多くあるんでしょうかね。

大町教育指導課長 格差と申しますよりも、学校によってそれぞれの地域の特質や校長の考える特色ある学校づくり、いろいろな差があると考えております。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

沼本委員 2点あるんですけれども、一つは、現在、この条例等で教務主任とか生活指導主任とありますよね。この主任とその主任教諭との関係というのはどういうふうな関係になるか、教えてください。

大町教育指導課長 主任の関係でございますけれども、これは主幹の職責ともかかわってまいりまして、主幹は、小学校でいいますと教務主任、それから生活指導主任、これを兼務する。中学校でいいますと生活指導主任、教務主任、進路指導主任を兼務いたします。その他の学年主任でありますとか、研究主任、こういったたぐいのものは主任教諭が積極的にその任に就くと理解しております。

宮田委員 「委員会が別に定める基準に基づき」というところをもう少し、こだわっているんですが、教育委員会はまだそれを定めていないですね。そうすると、定める前にもかくここを承認して、その後、定めるという順序を考えていらっしゃるわけですか。

大町教育指導課長 まず、職を置くことができるという規則改正を行いまして、その後、都立高校と義務制の学校では違いますので、東京都が考えた基準を参考にしながら、西東京市としてどういう学校に統括校長を置くのかという基準を定めていくというふうに考えております。

宮田委員 決断するときその内容を知らずに決断するようなイメージがあるんですが、どうなんでしょうか。東京都が定めたのだからそれを認めなければならない立場であって、そして、委員会としては別に定めることをディスカッションするのであるならば納得はいくわけですが、ここで内容を全くわからずしてその外形的なものを決断せよというのは、なかなか難しい問題を突きつけられているような気がするんですが、いかがでしょうか。

大町教育指導課長 統括校長は、先ほど御説明いたしましたように、特に重要かつ困難な職責を担う校長の職として置くものでございます。西東京市として、その特に重要かつ困難な職責を担う校長を具体的にどのような学校に置くのかということを決めていくということでございます。

竹尾委員長 よろしゅうございますか。

宮田委員 はい。

角田委員 主任養護教諭の件ですが、主任教諭というのは大勢の先生方の中で主任としてというのは何となくわかるんですけれども、この養護教諭というのは各学校に1人しかいらっしゃらないと思うんですけれども、その方にわざわざ主任養護教諭として置くということはどういうことなのか、ちょっと説明してください。

大町教育指導課長 養護教諭の場合には、現在の場合、ほとんど単数で各学校に勤務しております。ただし、その養護教諭の中にも長年の研修等で非常に高い高度な知識を身につけて、

それを市全体に反映しているような仕事をしている養護教諭もございます。そのような養護教諭を主任養護教諭として処遇していくとお考えいただくとわかりやすいと思います。

竹尾委員長 よろしゅうございますか。

角田委員 はい。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

角田委員 じゃあ、もう1点。

こういういろいろ主任さんがついたりしてきますと、同じ担任であっても、我が子の先生は主任教諭だと、我が子の先生はそういう役がついていないと、いろいろあるかなと思うんですけども、そういう保護者への理解というか、そういう職責ですか、主任とか、一般の教諭とかという、こういう格差と言った方がいいんでしょうか、そういうのが各保護者にとって子どもたちへの影響があるんじゃないかというような懸念は考えられないんでしょうか。こういう言い方でわかるかな。

宮田委員 要するに、父兄が心配しませんかということですよ、そういう格差をつけたときに。

角田委員 はい。

竹尾委員長 うちの方がいいけれども、うちの方がという.....。

角田委員 そういうことです。

竹尾委員長 どうでしょうか。

大町教育指導課長 今、委員御指摘のような御心配は私どももよく受けるお話でございますけれども、基本的に教諭は一人ひとりの子ども、またはそのクラスにすべて責任を持っていて、その職責は決して主任教諭に劣るというものではありません。主任教諭はその上になおかつ若手の指導であったり同僚の指導であったり、または若手の意見を吸い上げて管理職へ伝えと、そのような役割を持っているものですので、授業力の差イコール教諭、主任教諭の差というものではないと考えております。

また、委員が御指摘のように、保護者の方々にそのような心配を与えないためにも、各学校で管理職より保護者や地域の方々にどのような役割を担っているのかと十分説明することは、こちらの方で指導していきたくと考えております。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第46号 西東京市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第6 報告事項、に移ります。

それでは、報告事項について説明を順次お願いいたします。

まず、第2回市議会定例会の報告について。

名古屋教育部長 それでは、先月、6月に行われました第2回定例市議会におきます主な一

般質問の質疑内容につきまして御報告申し上げます。

まず、学校教育関係でございますけれども、中学校の通級指導学級の設置及び特別支援教育に対する財政支援、また小学校の特別支援教室の増設についての御質問でございますが、回答といたしまして、通級教室設置等への取り組みにつきましては、これまで障害児教育検討懇談会の中間報告を尊重してきた経緯がございまして、今年度は小学校の通級指導学級設置のための予算を計上したところでございます。また、中学校の通級学級設置に関しましては、優先的に設置するという内容とはなっておりませんけれども、今後、校長会とも協議する中で、小学校の特別支援教室の設置や難聴児への対応など、総合的に判断していきたい。また、国の財政支援につきましては、普通交付税において措置するとの情報を得ておりますけれども、詳細につきましては不明であるという形の答弁をしております。

次に、ひばりが丘団地建替えと中原小学校建替えに係る方向性についての御質問でございますが、中原小学校につきましては、市内小中学校のうちで最も築年数が経過しておりまして、老朽化も著しいということから、通常の修繕での対応には大変苦慮しているところでございます。隣接するひばりが丘団地の建替えにつきましても、計画の見直しによりまして、周辺環境が大変大きく変わり、将来的には児童・生徒の急増が予想されております。こういったために大規模改修工事だけではなく普通教室等の確保にも大きな課題があると思われまます。そういったことから、適正規模・適正配置検討懇談会の議論におきましても検討課題の対象になると考えておりますので、今後とも市長部局とも十分な連携をして適切に対応していきたいといった内容の答弁をしております。

続きまして、本町小と保谷中の小中一貫教育についての今後の方向性を問うについての御質問でございますが、この件につきましては、全国的には10以上の自治体が小中一貫校を開設あるいは検討しておりますが、東京都の公立学校におきましては既に開設している自治体もございまして。このような他の自治体におきます取り組みによりまして、小中一貫教育の成果と課題が一定程度明らかになってきております。西東京市につきましても教育計画に掲げられております重要施策でもございますので、立地条件など好ましい状況でございます本町小と保谷中につきまして、研究指定校といたしまして、18年・19年度にわたりパイロット的な研究を行っておりますので、当面は小・中学校の連携を積み重ねながら、当該研究の成果を基に研究していきたいと考えておりますという形の答弁をしております。

次に、中学校給食検討の進捗状況についての御質問でございますが、中学校給食を実施している複数の自治体の視察を踏まえまして、本年4月でございますが、給食運営審議会の部会報告が出されております。答申につきましては8月ごろを予定しておりますので、審議を見守っている状況であるといった旨の答弁をしておりますが、先日この答申がございましたので、後ほど報告をさせていただく予定となっております。

次に、温水シャワーの設置状況と腰洗い槽の使用状況についての御質問でございますが、温水シャワーにつきましては既に中学校では全校設置済みとなっております。小学校につきましましては、まだ本年度3校未設置でございますけれども、平成20年度には全校設置される予定でございます。腰洗い槽の使用についてでございますが、前年度の実績では小学校12校、中学校では1校が使用している状況でございます。文科省の学校環境衛生基準によりま

すと、「一度に多数の者が入泳する際の有効な方法である」というふうに示されておりますので、今後につきましてもシャワーと併用しながら必要に応じて使用していきたいといった旨の答弁内容となっております。

次に、小学校の給食費の滞納の現状と対策についての御質問でございますが、学校の給食費につきましては、本市におきましては私費会計という形で処理されております。18年度の滞納額という実績でございますけれども、74件、143万9,682円でございますけれども、この間、各学校の努力により減少傾向にございます。これの徴収方法についてでございますけれども、保護者の預金口座からの自動引き落としといった方法を採用しておりますが、何らかの事情によりまして未納ということが発生しております。学校では、この間、文書等による催告等に努力しておりますけれども、教育委員会といたしましても、広報誌等を通じて注意喚起に努めているといった答弁になってございます。簡単でございますが、以上、学校関係について主な報告をいたしました。他の項目につきましては後ほど御参照いただきたいと思っております。

それから、議案関係につきましては、1件でございますけれども、組織改正による一部改正といたしまして、西東京市立学校給食運営審議会条例の一部改正につきましては可決となっております。

それでは続きまして、生涯学習関係につきまして御報告させていただきたいと思っております。

初めに、スポーツ施設の指定管理者についてということで、内容につきましては指定管理者の移行に伴う変化及び体育協会と市のかかわり方についての御質問をいただきました。平成20年4月からの新たな指定管理者につきましては、スポーツ施設等12施設すべての管理、振興事業を一体として公募するというところで、現在募集中でございます。今回の公募に当たりましては、仕様書の中で、今まで以上の振興事業の実施や現地雇用の採用選考等を盛り込みまして、利用者を第一に考えております指定管理者の選定をしていきたいと考えております。また、体育協会とのかかわり方についてでございますけれども、今回、指定管理者の公募はしますが、市主催の大会事業等につきましては、今までどおり体育協会への委託により実施していきたいという旨の答弁をさせていただきます。

次に、住吉公民館閉館から（仮称）保谷駅前公民館開館までの対応についての御質問でございますが、保谷駅前の公益施設につきましては、開館の時期が遅れるということになっておりますが、現在の住吉公民館につきましては20年3月までで使えなくなります。その後、駅前公民館がオープンするまでの間につきましては、この間、利用者の皆様方にできるだけ御不便をかけないよう、また、どのような代替施設の提供ができるのか、現在庁内で検討しておりますので、今後の説明会を実施する中でご理解・ご協力を求めていきたいといった旨の答弁内容になってございます。

次に、ひばりが丘団地のグラウンド整備についての御質問でございますけれども、ひばりが丘団地のグラウンドの整備につきましては、団地の建替え計画の見直しによりまして土地利用に変更が生じておりますけれども、現行のグラウンドの配置内で施設のグレードアップをするような施設整備を引き続き都市再生機構に要望していきたいとの答弁をいたしているところでございます。以上、生涯学習関係につきまして報告させていただきましたが、他の

項目につきましては後ほど御参照いただきたいと思います。

議案関係でございますけれども、やはり組織改正による一部改正といたしまして、西東京市文化財保護審議会条例の一部を改正する条例及び西東京市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例につきまして、2件とも可決という結果でございます。

続きまして、陳情関係でございますけれども、今回、三角山 通常、南入経塚遺跡、住吉町五丁目に所在するものでございますけれども、その保存を求める陳情が提出されまして、その審査が行われております。本件陳情の趣旨につきましては、御承知のとおり、都市計画道路調布保谷線の事業用地内にこの遺跡が当たるため、復元保存を求めるものでございます。

この南入経塚遺跡に関しまして、この間の経過等につきまして、簡単ではございますけれども、若干御説明をさせていただきたいと思います。

この南入経塚遺跡につきましては、市の指定文化財指定にはなっておりませんが、文化財保護法によります周知の埋蔵文化財包蔵地となっているものでございまして、現況としますと築山と石塔が3体設置されておりました。

なお、本件土地につきましては個人の所有地ということでございましたので、既に東京都等へ所有権移転されているものでございます。

このため、石塔につきましては、旧所有者によりまして下保谷の福泉寺に移されまして、現在保管されているといった状況でございます。

都市計画道路調布保谷線事業の決定後でございますけれども、西東京市文化財保護審議会からもこの南入経塚遺跡保存に関します要望等がございまして、教育委員会といたしまして、この間、事業主でございます東京都との交渉を行ってききました結果といたしまして、この事業用地内に簡易な築山とモニュメント等の設置の対応を考えたいと。しかしながら、石塔の設置につきましては、道路上ということで難しいという回答をいただいている状況にございました。今回の審査の中で教育委員会の意見も求められたところでございますけれども、市の文化財の指定ではございませんけれども、歴史的に大変重要な経塚であり、保存してほしいといった旨の要望書等も踏まえまして、この間の東京都との交渉結果を一定の成果としつつ、石塔を設置する場所等の確保等を視野に今後も検討していきたいと考えている旨のお答えをしているところでございます。

本件陳情につきましては、委員会におきましては引き続き調査を要するというので、今回、継続審査となっているものでございます。以上、簡単でございますけれども、議会報告とさせていただきます。

竹尾委員長 質問は一括してしたいと思いますので、次に、上向台小学校給食調理民間委託についての報告をお願いいたします。

富田学校運営課長 それでは、上向台小学校給食調理民間委託について御説明申し上げます。

現在、小学校の給食調理業務につきましては、市の調理員による直接のいわゆる直営方式と、それから民間に委託している方式と、この2つがございます。数におきましては、この1学期末現在、10の学校が民間委託でございます。それに直営が9というふうには、過半数を超えた民間委託を行ってございます。そして、今回御報告申し上げますのは、さらに上向台小学校をこの2学期より民間委託にいたします。都合、民間委託が11、それから直営が

8というふうになります。以上でございます。

竹尾委員長 それでは次に、平成18年度「児童・生徒の学力向上を図るための調査」結果についてを議題といたします。

石井統括指導主事 それでは、平成19年1月16日に実施いたしました平成18年度「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果について御報告をいたします。

お手元の資料、2ページを御覧ください。

学力につきましては、小学校では、4教科の平均正答率の合計は305.3ポイントで、都全体の平均を1.0ポイント上回り、おおむね良好でした。中学校では、5教科の平均正答率の合計は366.6ポイントで、都の平均を9.5ポイント上回り、おおむね良好でした。

学習に関する意識調査では、ほぼ昨年度と同様な傾向が見られました。生活・行動面の読書量に関しましては、「読書をすることはない」「30分未満」と答えた児童・生徒の割合が17年度より減少し、各学校の読書に対する指導の成果が表れてきたことがうかがえます。

また、18年度から始まりました問題解決能力等の平均正答率は、小学校が71.8ポイント、中学校が76.5ポイントで、どちらも都の平均を上回り、おおむね良好でした。

細かい分析につきましては6ページ以降に書かれておりますが、問題が必ずしも同じではございませんので、直接比較はできませんが、17年度と18年度で類似した問題が出題された部分から数点御説明をさせていただきます。

まず、小学校についてですが、算数については、「 $4.8 \div 1.6$ 」の式で求められる問題の選択肢の中から選ぶ設問がございました。その正答率は66.8%で、17年度は同様の問題が34.6%であり、まだ十分ではありませんが、向上が見られました。また、理科では、昆虫の体のつくりについての設問で、昨年度の正答率は43.9%でしたが、本年度は59.9%で、向上が見られました。これは各学校において学力向上推進プランの作成及び学習指導法の改善の効果が一部表れたことがあると推測いたします。

しかし、中学校の英語においては、不定詞の語順を問う設問が出題されておりますが、17年度の正答率が75.5%、18年度の正答率が55.9%で、不定詞の理解が不十分であることがわかりました。不定詞は第2学年で学習する重要な言語事項の一つですので、確実に理解できるよう今後学校にお願いしてまいります。

次に、各学校における本データの活用についてでございます。

各学校はこの調査の結果を客観的なデータととらえまして、日ごろの指導の成果もあわせて活用し、授業改善推進プランを更新してまいります。その際には、昨年度の成果と課題を明確にし、本年度どのように推進していくのかを明確にすること、9月6日までに教育指導課へ授業改善推進プランを提出すること、また9月14日までに各学校のホームページにてその授業改善推進プランを提出することを教育指導課長が7月の校長会で依頼いたしました。

また、昨年度の教育委員会で御指摘いただいた点を踏まえ、本年度は特に前年度の成果と課題を明確にした上で、重点を焦点化し、保護者、市民にわかりやすいように、ビジュアルな概要版の作成も依頼しております。

公開については、昨年同様、現在お手元にあるものを市のホームページに掲載いたしました。また、情報公開コーナーにて閲覧できるように進めております。

新しい授業改善推進プランにつきましては、まとまりました段階でまた御報告をさせていただきます。以上でございます。

竹尾委員長 続きまして、(仮称)保谷駅前公民館・図書館施設整備について。

小池図書館長 (仮称)保谷駅前公民館・図書館の施設整備について、進捗状況を御報告申し上げます。

説明資料を御用意するいとまがなかったため、大変申しわけありませんが、口頭で御報告させていただきます。

現在、西東京市では保谷駅南口地区第一種市街地再開発事業に取り組んでいるところですが、この中で、公益施設が整備される 街区ビルの建設につきましては、平成20年3月竣工を目指して本体工事が進められております。

公益施設の施設整備につきましては、オープン時期の延伸を余儀なくされるなどといったさまざまな経緯がこれまでにございましたが、この間、検討を重ねた結果、平成20年6月を目途として公民館・図書館のオープンを目指す方針が明らかになってまいりました。

それでは、これまでの検討経緯につきまして簡単に御報告させていただきます。

公益施設の内装工事のあり方につきましては、平成18年12月から平成19年2月までの間、建築工程、財源の有効活用、契約手法といった諸課題を検討した結果、施設建築物の完了時期、登記、施設引き渡し、工事区分等及び主な財源である合併特例債、まちづくり交付金の取り扱いなどが未調整であり、効率的な財源の活用を図る観点から、公益施設内装工事については、平成20年度に予算措置をすることが本年2月に決定され、内装工事は当初の計画から延伸せざるを得ないことになりました。

その後、建築工事施工者及び民間テナントより作業工程の調整やオープン時期に係る種々の課題が提起され、また民間テナントの営業休止補償等の対応も問題化してまいりました。このような状況を踏まえ、公民館・図書館の早期オープンへの取り組みや、財源の確保、経費の節減、補償問題などについて、さらに検討してまいりました。

この検討の結果であります。公民館・図書館の早期オープンに向けた取り組みとしては、平成20年5月末の完了公告を行い、平成20年6月を目途としてオープンを目指すこと。それに伴い、本体工事と密接不可分の工事並びに内装工事費等の関連経費を9月補正予算に計上する必要があると結論いたしました。以上、(仮称)保谷駅前公民館・図書館の施設整備につきまして、進捗状況を御報告いたしました。

今後につきましては、補正予算への取り組みを進めてまいります。また、市民の皆様への広報活動につきましては、8月4日住吉公民館、8月11日下保谷図書館において利用者懇談会を開催し、進捗状況をお知らせするとともに、新しい公民館・図書館の運営やサービスについてご意見やご提言をお聞かせいただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、住吉公民館につきましては、取り壊しから駅前オープンまでに若干の空白期間が生じますので、その対応につきましては公民館長の方から御報告させていただきます。

相原公民館長 (仮称)保谷駅前公民館オープンまでの対応について御報告いたします。

平成20年3月末をもちまして住吉公民館が閉館した後、(仮称)保谷駅前公民館がオー

プランするまでの期間、サークル活動などの場といたしましてどのような代替施設が提供できるのか、庁内で検討してまいりました。その結果、保谷東分庁舎A・B・C・D会議室（仮称）保谷駅前公民館準備室及び公民館会議室として使用することができることとなりました。

代替施設の利用方法などにつきましては、利用者懇談会や公民館だよりなどで周知を図っていきたいと考えております。以上でございます。

竹尾委員長 報告が終わりました。定例会報告からただいまの保谷駅前の公民館の整備までについて、一括して質疑を行いたいと思います。御質問のある方、どうぞ。

沼本委員 3点ばかりあるんですけども、一つは、小中一貫教育についての方向性を問うという中にあったわけですが、その中で、18年、19年パイロット的な研究をしていって、その研究成果に基づいた方向性といえますか、小中一貫教育が進めた方がいいのかどうかというふうな方向性といえますか、その辺はどんな具合になっているのかということが1点です。

それから2番目に、学力向上についての調査結果をいただきましたが、各学校が努力していることに大変感謝したいと思っておりますが、それに基づきまして、ただいまの説明では、授業力向上推進プランというのを各学校から提出をさせるようなことになったと話を聞きましたが、この各学校で行っている推進プラン、管理職だけでつくった推進プランで、結局職員に周知していなかったというのが私の過去の経験で、それは困りまして、要するに推進プランの提出を校長さんだけがなくて、学校によっては主幹も知らなかったという、そういう実態もありますので、それぞれのこのいい成績をさらに向上させるためには、その推進プランというのを管理職とか主幹というだけではなく、なるべく全職員が周知できるような、そうすると学校全体の授業力向上になってくるのではないかなというふうに思っています。

3点目は、この調査結果についての授業改善のポイントが書かれているわけですけども、これは一つの問題についてこういうふうに改善をしていった方がいいというポイントなんですけれども、私はこの中で一つ常に思っていることなんです、やっぱり授業力といえますか、学力向上は、教科指導だけではなくて、要するに学級づくりとも関係があると思うんですね。学級がきちんできていなければ授業力が向上できないというふうなことで、その学力向上、この調査結果の中の改善プランの中に、是非学級づくりが基盤であるというふうな、そういうものをやはり先生方に御指導いただいた方がいいのではないかなと。

7月のときに教育委員会のA訪問である学校に行きましたけれども、その学校の研究授業を見ていまして、大変すばらしい授業だったわけですけども、その先生が、指導力ももちろんですばらしいんですけども、先生と生徒の人間的な信頼関係とか、学級が非常によくできているんですね。やっぱりそういう学級がうまくできているところの中で今までの指導をやるのがさらに授業力向上とか学力向上につながっていくのではないかなというふうなことで、是非授業改善のプランのポイントの中にもそういう面を強調していただきたいなというふうに思っています。

角田委員 今の学力調査結果の授業改善プランに追加してですけども、ここでは教科書の問題よりも指導方法の問題点の方が大きいのかなという印象を受けたのですが、そのあたり

もあわせて教えてください。

大町教育指導課長 私の方から、小中一貫教育の今後の見通しという視点でお答えいたします。

先ほど部長が御説明いたしましたように、現在、18年度、19年度にわたって本町小学校、それから保谷中学校で小中一貫教育について、教育プラン21の重要施策の指定校として位置づけて、研究をしております。残念ながら、なかなか小中一貫という視点は最初は持ちにくいですので、まず小中連携というところから始めまして、将来的にカリキュラムを交差させた小中一貫教育ができるのかどうなのか、これを検証してまいりたいと思っております。

御存じのように、各区市で既に行っているところを、先進事例を見ますと、校舎をすべて建替えて小中一貫を行っているところ、それから三鷹市のように近い小学校と中学校の教育課程をクロスさせながら小中一貫を行っているところと、いろいろなパターンがありますので、西東京市としては今後どのような形がふさわしいのか、研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

石井統括指導主事 それでは、まず1点目の学校の全体の力で進めてほしいという御意見、これはそのとおりだと思ひまして、今、教務主任会等でもこれについては学校を挙げて作成をお願いしているところですが、さらにお話を進めていきたいと思ひます。御意見ありがとうございました。

それからもう1点の学級づくりをというお話は、授業改善推進プランの中に全体計画というのが1枚目でございます。それは、教科の学力だけではなくて、学校いろいろな部分の全部の力で学力向上ということで、それを実際に盛り込んでいる学校もございまして。ただ、形式を必ず統一はしてございませぬので、今後またお話をしていきたいと思ひしております。

それから、申し訳ございませぬ、ちょっと1点私どもの理解が不足していてお答えができないんですが、教科書というのはいち少し教えていただいてもよろしいでしょうか。

角田委員 全体的に都の平均を上回っているということについては非常によかったなというふうに出たんですが、だけれども、それぞれ教科においては課題や問題があるというふうに出ています。そこで、考察として、一部の内容及び観点に課題が残ったとありましたので、全体的に見て、授業改善の方法として、教科書そのものに問題があるよりも、指導方法の問題点が大いかなというふうな印象を受けたものですから、そのあたりがお聞きしたかったんです。

石井統括指導主事 わかりました。ありがとうございました。

確かに御指摘のとおり、指導法の問題が非常に大きいと思ひます。ですから、今、夏に向けて各種のいろいろな教員の研修会が始まっているところでございまして、授業力向上の研修会等を通して、やはり教員の指導力を高めることによって子どもにより授業をしていきたいと思ひしております。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませぬか。 質疑を終結します。

以上で(1)及び(3)から(5)までの報告事項を終わります。

それでは、報告事項(2)学校給食運営審議会答申についてをお願いいたします。

富田学校運営課長 それでは、恐縮でございます、お手元に西東京市立中学校における給食について、答申、用意をさせていただきましたので、御覧いただきたいと思っております。

こちらにつきましては、先ほど教育部長の方から議会答弁の中で8月というふうに答弁を申し上げた内容が、今回、早目の7月17日に答申をいただきましたので、これから内容について概要を御説明申し上げたいと思っております。

それでは、恐縮ですが、表紙をめくっていただきたいと思えます。

1のはじめにでございます。平成18年2月17日、西東京市教育委員会竹尾格委員長から、「西東京市立中学校における給食については、弁当外注あっせん方式を全中学校で実施しているところであるが、保護者から完全給食を求める声が依然として多く、又、多摩地域において新たに中学校給食に取り組む市も出ているなど、今日的状況の中で中学校給食のあり方についてその是非を含め審議するよう。」との諮問を受けて、今回、約1年半をかけた答申を受けたという内容でございます。

2番目の審議経過について御覧いただきたいと思えます。こちらについては、審議会として、いわゆる学校給食法に基づく完全給食というものはいかなるものかという一つの現状分析でございます。

(1)でございます。学校給食法に基づく完全給食の前提条件として三つございます。そこには完全給食、補食給食、それからミルク給食でございます。この3種類がいわゆる学校給食法に基づく給食というのがございます。そして、現在、その一番後段のミルク給食について、ほとんどの中学校で実施しているところがございます。ほとんどの中学校ということではございますが、現在、保谷中学校とひばりが丘中学校がまだミルク給食をしてございません。この2学期から保谷中のみをいたしますが、結局まだひばりが丘中は実現しておりませんので、ミルク給食とて全校の実施には至っておりません。

それから、でございます。完全給食の実施の前提条件でございます。いわゆる学校給食法第2条に列記する「学校給食の目標」を達成する給食であり、学校給食実施基準に明記される「児童又は生徒1人1回当たりの平均栄養所要量」を遵守した献立で実施することであるということでございます。そして、具体的には3点の要点を兼ね備えて実施するものがあります。まず、設置者は栄養士を配置する。市は栄養士を配置するでございます。それから、施設、設備、人件費は市の負担として、食材費は保護者負担とするという内容になっております。ですので、給食につきましては、食材費は保護者、あとの人件費、設備費は市、行政が用意をするという内容になってございます。それから、食材費は就学援助の対象とすると。要は就学援助事業の対象になります。ですので、学校給食法にのっとったこの事業が採用されれば、就学援助費の方が市の方の予算で対応できるということになってございます。

そして、(2)でございます。学校給食の方式は現在四つの方式がございます。自校方式でございます。自校方式というのは、現在、小学校において行っている、自分の学校で自分の児童・生徒に提供する、これが自校方式でございます。それから、センター方式、それから親子方式。親子方式というのは、小学校ないしは中学校、それぞれが親になって小学校から中学校の方に送ったり、中学校でつくって小学校の方に送ったり、いわゆる親子関係の親子方式でございます。それから4番、弁当外注方式でございます。これもほとんど2番のセ

ンター方式と同じ方式ではございますが、いわゆるランチボックスで配送すると。現在、他区市においてはこの四つの方式で提供してございます。

この四つの方式をとる中で、御覧いただくように、(3)において、東京都内における、それから区市部の現状を調査研究いたしました。

それでは、3ページを御覧いただきたいと思います。真ん中ほどでございます。(4)近隣3市の中学校給食の状況。特に1番の東久留米市、それから2番の調布市、さらに3番の小平市、それぞれに実態を調査しに参りました。そこでのよい点、悪い点、それから当市に置き換えた現状の実現というのを調査研究いたしまして、今回のまとめの方向に進んでまいりました。

そして、さらに4ページの3で、実施方法における諸課題、先ほど申し上げましたように、実態調査をした結果、自校方式のいい点、悪い点、(2)のセンター方式、(3)の親子方式、(4)の弁当外注方式、それぞれいい点、悪い点を分析いたしまして、4のまとめに参りました。

御覧いただくように、(1)中学校給食の実施についてはいかがか、それから(2)の実施方法はどのようなものなのかと。こちらについてまとめが今回報告されました。以上です。竹尾委員長 報告が終わりました。質疑を受けます。

沼本委員 この審議会では、中学校の給食に関して保護者に対して何かアンケートをとったという、そういうことはあるかどうか、ちょっとお聞きしたいんですけども。

富田学校運営課長 この是非について、ないしは中学校給食の方式について、直接のアンケートはしてございません。ただ、中学校給食という言葉の定義でいいますと、現在行っておりますいわゆる弁当外注あっせん方式の際にアンケート方式をとっております。その中にいわゆるこちらで予定をしております完全給食を実施してほしい旨の自由記載は出てございます。以上です。

沼本委員 私自身の分析した現状と私自身の基本的な見解とってお話しさせていただきたいと思うんですが、まず、今、学校ではよく知育・徳育・体育というふうに言われます。3育といいます。私は、現在いろいろ見ていますと、それにプラス食育というようなことで、4育ではないかというふうに思っています。というのは、先ほど教育指導課の方からもお答えがありましたように、18年度の児童・生徒の学力向上を図るための調査結果に、食と学力の相関関係があるから朝食についての調査項目が入っているのではないかと。

この調査で、「朝食をとらないことが多い」と「全くとらない」生徒というのは、都では大体10%、約1割ですね。西東京では8.6%というふうな、これが高いか低いかということとは人によって考え方があられるかもしれませんが、私としては非常にこれは高い数字だと思っています。というのは、中学校という発達段階では、学校給食の基本的な考えにもありましたように、栄養のバランス、それから健康管理とか健康の増進とか、中学校のときが一番体位が向上したり、あるいは食に対する理解ということや、そういうようなことを目的としているわけで、そういう面ではやはりこれから食育というのは非常に大事であるわけです。

一方、家庭弁当のよさというのももちろんありまして、お弁当を通して親子に対して、食べてきたか、食べないかとか、残したかというようなことで、健康管理とか健康の状態とか、

親子関係がまずかったときに弁当を通しながら関係を構築するというような話も聞いておりますし、あるいは子どもはお弁当を通しながら親に対する感謝の気持ちというものを持つ。あるいは、家庭弁当の最もいいところは、その子その子に応じたアレルギーなどに細かい配慮がいいのかなというふうに思っています。

しかし、現状は親の偏った食材、やはり私のうちも私自身の食べ物に対する偏ったところがあると思う。例えば肉食中心とか、野菜中心とかとあるんじゃないかなと。やはりこれは中学校の発達段階においてどこかでバランスをつくらなきゃいけない。バランスのある食事を食べさせなきゃいけない。こういった親の偏った食材とか本人好みの生徒自身の偏りといえますか、そういった献立内容とか、現在、両親共働きで、両親、特に母親が早朝勤務とか、あるいは深夜勤務ということでお弁当がつかれない、そういう家庭の中で子どもたちは要するにコンビニでとったりなんかするというようなことでやっていたり、それから低所得者の栄養所要量の不足というのが今実態にあるのではないかな。

そういうふうな中学校の発達段階の中で、先ほど申しましたような目的、栄養のバランスとか、健康増進とか、体位向上とかということに関しては、これから私の基本的な見解なんですけれども、これは、この調査結果というか、審議結果に基づいてもいます。

まず一つは、完全給食というふうなことで、東久留米市のような弁当を持ってくるということも、それは併用ということなんですけれども、完全給食で、それでアレルギーを持っている障害のある生徒についてはそういう家庭弁当の持参ということで、基本的にはとにかく給食を旨とすると。そういう特別な事情のある子は家庭の弁当を持参すると。その理由としては、やっぱり学校給食というのは栄養士による栄養のバランスがある内容でありましたり、あるいは教育課程の一環に位置づけられていきまして、同じものを食べることによって食に対する理解とか、望ましい習慣形成とか、それから最近は栄養士による食育指導というのが実際に行われているわけで、そういう面ではできるだけ子どもたちが学校の給食を食べるような方向に持っていくと。そうすることによって、先ほども低所得家庭の栄養取得量も確保することもできますし、また配膳とかそういうことによって共同または協力の作業をすることによって人間関係もできるのではないかなと。

それから2番目に、自校方式がこれは望ましいのは当然なんですけれども、いろんな現状で、予算の面であれなので、最初は親子方式というふうなことで、それで決定をするということではなくて、親子方式から模索をしながらセンター方式とか自校方式に段階的に移行するようなことがいいのではないかなというふうに思っております。

それから、親子方式になったときには、小学校と中学校は、調布市の場合は、これは小・中献立などが同一のようなことがありますけれども、やっぱりこれは小学校、中学校別々の栄養士によって、カロリー面は同一にしない方がいいのではないかなというふうに。

それから、審議会の中で、最後の方に、給食時間の確保というのが出ておりますけれども、23区と、それから多くの市も実際にやっているわけで、私も自分でも経験がありますので、給食時間の確保というのは、それはなれてしまえばできるわけで、それぞれ学校がそれに対して確保する方向でやればいんだと。給食が大切なのか、時間確保が大切なのかというような選択ではないのではないかなと思います。以上です。

竹尾委員長 答申を質疑した後、協議事項で中学校給食をどうするかということについて御意見をと思っておりましたが、沼本委員がもう既に協議事項に対する意見を申されたと私は理解しますので、一緒にします。協議事項について、教育長から何か提案説明がありましたらどうぞ。

宮崎教育長 では、私の方から、協議の趣旨につきまして御説明申し上げます。

西東京市における中学校給食は、合併時の新市建設計画の中で、市民や専門家とともに給食の適切なあり方について検討し、導入に向けて積極的に取り組むこととなっており、総合計画及び教育プラン21でも、弁当外注方式を検証しつつ、給食についても検討とございます。それを受けまして、本市における中学校給食のあり方及び実施の是非につきましては、教育委員会といたしまして、先ほども御報告があったと存じますが、平成18年2月に西東京市立学校給食運営審議会に諮問いたしました。家庭弁当肯定派への配慮、財源の問題、スクラップ・アンド・ビルド、方法論、建築基準法の問題等々、幅広く御議論をいただきました。このたび平成19年7月17日に審議会から答申をちょうだいいたしました。

答申の内容といたしましては、先ほども課長の方からございましたように、西東京市において学校給食法に基づく中学校における給食を実施すべきであると。また、実施方法は、調布市で実施している親子方式のほか、他の方法を含め、施設面や使用経費、実施方法など、さまざまな側面から実現可能な方法を検証する必要があるとなっております。中学校給食につきましては、教育的意義や効果が大きいと期待され、心身ともに生涯健康に過ごすために必要であるとの答申もございます。

その意味も含めまして、中学校給食につきましては、教育委員会といたしましても重要な課題であるため、先ほど報告事項で説明があったとおり、学校給食運営審議会の答申の取り扱いについては慎重に審議を進めていく必要があると考えております。このため、教育委員会の協議事項として、各委員の方々に中学校給食の実施について御協議をいただき、中学校給食の実施について決定していただきたいと考えております。私の協議趣旨につきましての御説明は以上でございます。

竹尾委員長 ただいま教育長から協議の趣旨については御説明がありました。沼本委員から先ほど貴重な御提案がありましたので、ほかの委員さんからも御意見を伺いたいと思います。宮田委員 基本的に賛成なんですけど、特に子どもたちの健康、食育の問題だけではなくて、働くお母さんというのは今後非常に女性の社会進出も考えたときにでも、お母さんの負担を減らすという意味合いからもよろしいんじゃないかと思っております。ただ、いまいち私自身こういうのは疎いので、沼本委員みたく存じ上げないんですが、親子方式というのはイメージが、小学校で調理して中学校へ持って行って食べるんですか、そういうイメージなんですか。

富田学校運営課長 御説明申し上げます。

小学校「親」、それから中学校「子」というケースで申し上げますと、現在、小学校の方には調理室、いわゆる調理機能がございますね。そこで調理をいたしまして、配送ライン、要はトラック、用意をいたしまして、そこにつくったものを乗せて、中学校で配膳だけをする。ですから、調理及びその後の洗浄等はすべて小学校で対応するというような方式でござ

ざいます。以上です。

宮田委員 そうしますと、大体小学校と中学校の数ですと半分以下ですよ。そうしますと、3倍……。中学校でつくるんじゃないからそんなに大して負担はないから十分できるという、余力があってできるということと考えるとよろしいわけですか。

富田学校運営課長 確かに19小学校に対して9中学校ですから、数の上では余裕はあるとは思いますが。

宮田委員 いや、だから1.5倍になるわけですよ、ざっとね。

富田学校運営課長 そうですね。

宮田委員 それで、だから、それは能力があるわけですね。当然、諮問委員会というか、運営審議会できちんと調べてできるということになるわけですか。

富田学校運営課長 調布市の例でちょっと申し上げたいと思います、現在実施しておりますので。

確かに小学校「親」、それから中学校「子」という形態でございます。小学校におきまして、いわゆる朝、通常は8時半から調理を始めるんですが、大体7時前から調理を始めまして、10時ぐらいまでに中学校の部分をつくり上げます。そして、配送ラインに乗せて中学の方に送り始めます。そして、後段の部分、例えば10時から12時までの間をその自校の小学校の調理をするというような形で調理業務を行っております。ですので、今現在行っている小学校の調理時間よりか、倍とは言いませんけれども、かなり多く時間をとって、時間差でやっているという現状であります。

竹尾委員長 小学校の給食能力が余力があって、中学校分を十分にのみ込めますよという意味だと私は思っていたんですが、そうじゃなくて、施設を……

宮田委員 タイムシェアリングですね。

竹尾委員長 タイムシェアリングで能力を2倍に使おうとか、そういうような格好ということですね。

富田学校運営課長 はい、調布市方式はですね。

宮田委員 そうしますと、沼本委員おっしゃったように、中学生向けの食材、小学校向けの食材ができるというふうに考えてよろしいわけですね。だから、同じものを1.5倍つくるとか、私は勝手に思っていたわけですが、そうではなくて、中学生の発育盛りの食材を使った給食と小学校の幼児の食材とに分けて調理ができると考えてよろしいわけですか。

富田学校運営課長 これは当然これからの部分なので結論は申し上げられませんが、調布市方式の例でいいますと、同じものをやっております。ただ量が違います。以上です。

角田委員 今の、私も同じものでいいと思うんです。家庭でも幼児と中学生では違うかもしれませんが、小学校と中学校の育ち盛りの子どもは同じものを量が違う程度でいいんじゃないかなという、そういう考えからも、親子方式、大賛成です。

そして、私は、給食と家庭弁当との選択制、いいと思います。中学生になれば自分でもつくられます。ですから、栄養の勉強もしているわけですから、その日によってどうしてもうちの弁当を持っていきたくないなというときもあっていいんじゃないでしょうか。

そして、それから、私は、この提言、よくできているなど。本当にすごくそのように受け

とめました。ただ一つ、これだけもうちょっと考えてもらいたいと思うのが、3番目の給食時間の確保なんですけれども、確かに時間はそうですけれども、むしろ給食を食べる場所の確保をしっかりとやっていただきたいな。教科によって教室が変わっていったりしますし、今、勉強したお部屋で、またそこで食事もしてという、もうそういう時代じゃないんじゃないかな。ランチルームとか、多目的ホールとか、うまく利用しながら、本当に子どもたちが自分たちである場所に行って、そして安心して食べられる時間と場所というのをしっかりと確保してあげてほしいな。そのようなところをもう少し検討していただきたいなと思いました。

沼本委員 それはできるだけお弁当は、それは子どもたち自身もお弁当をつくるというのは中学生だったらできることはできるわけなんですけれども、栄養のバランスというのを、そういうことを考えてみると、できるだけやっぱり管理栄養士がつくった献立によってバランスを立てることが大事ではないかと。

それから、できたら、小学校と中学校と同じ内容でいいんじゃないかという部分はありますけれども、やっぱり中学校の発達段階では例えばカルシウムの量とかそういうことを考えると、全く同じでいいのかどうか、ただ量を多くするというだけでいいかどうかというのは、私はちょっと納得はできないですね。

それから、親子方式は、もうこれから西東京は親子方式でやるというのではなくて、それからやっぱり自校方式にできるだけ、私自身はずっと自校方式だったものですから、いろいろな面で、例えばアレルギーなんかを持つ子どもも、例えば卵に対してアレルギーを持っていたらそれを減らして代わりに何かつくるとか、そういうふうなあれができますので。

それからもう一つは、やっぱり同じものを食べさせて、そして食に対する理解とかというのは、これは必要なので、お弁当を持ってくる子がたくさんいて、それから給食を食べる子があまりいなければ、要するに先ほど言いました学校給食の目的はそれは達せられないんですね、これはね。やっぱり中学校の発達段階とか、そういうことをもとにした考えにしてほしいなと思います。

竹尾委員長 いろいろ御意見がございますが。

宮田委員 質問ですが、「前払い申込み制などにより、未納が発生しないような」という、これはこれで結構だと思うんですが、ここで質問ですが、前払いしないと食べさせないと、そういうことを意味しているのでしょうか。

富田学校運営課長 東久留米の例でいいますと、まさにそのとおりでございます。ただ、方式がございまして、前払いしますとカードがあるんですね。Suicaみたいなカードがありまして、1万5,000円なら1万5,000円分のカードがありまして、それを入れることによって注文ができるんですね。ですから、それを買うというか、まさに前払いによってカードを取得するという方式の前払い方式です。以上です。

竹尾委員長 ほかに御意見はありますでしょうか。

宮崎教育長 私はいろいろな小学校の学校給食の様子を見たり、他市の中学校の学校給食を見て、ちょっと違う角度からまたこの中学校給食を実施すべきであるという御意見を述べさせていただきます。

まず、子どもについて、非常に体力の低下、食生活をはじめ基本的な生活習慣の乱れ、それから生活習慣病の若年化、欠食、孤食、偏った栄養摂取、肥満傾向、そしてダイエットなど、非常に今、委員も御指摘のように、共働きの増加、核家族化、外食産業の浸透、そして調理済みの食品の利用の増加など、家庭が非常に変わってきているなという感じを非常にいたしております。

そういう意味で、学校給食が非常に大きな教育効果をしているなというのは、まず孤食の多い傾向のある家庭におきましては、学校給食は担任の先生を交えて和やかな雰囲気 私たちも一緒にその子どもたちと中に入りましたが、雰囲気のもとに会食ができています。それから、学校給食の時間に子どもたちが協力して食器や食品の運搬、配膳、後片付けなど、一連の共同作業をお互いに思いやりながら責任感や連帯感、協調性を養いながらやっている。人間関係の醸成、さらに勤労の大切さを目の当たりに見ました。

また、社会科、理科、家庭科、保健体育などの有機的な連携も図り、養護教諭、栄養教諭との積極的な参加もいたしております。

そして、保護者の方でございますが、食後の後片付けなど非常によくやってくれるようになったと。適切な運動、睡眠、協力と。

そしてまた、全中学校の心の教育のアンケートで、これは平成18年10月でございますが、127の校長先生がこの給食につきまして、「望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身につけた」というのが90%、そして「食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解できた」というのが62%、幾つかのアンケートの項目がございます。

そういう意味で、中学校給食が核となって子どもたちの健全育成が、学習指導要領にもございますように、食事の中で自分の健康管理は自分で守っていくというような管理能力も身につけていくんじゃないかなと思いますので、賛成させていただきたいと思います。以上でございます。

宮田委員 もう一つ、ちょっと直接これと関係はないんですが、今極めて世の中をにぎわせているかというのは、悪い意味なんです、食材というのはどういうふうに管理されているんでしょうか、現状において。中国野菜とか、ミートホープは食べられるものを一応出していたからまだいい うそはついていましたけれども。だけれども、今のこれからの話ですと、安いと非常にひどいような、ウナギなんかが出た場合には薬づけのウナギであるとか、または毒菜といいますか、使ってはいけないいろんな試薬を使っているというようなことはまたに報道されておりますので、例えば地産地消でやっているのかとか、その辺は全体の方針としてどうなっているんでしょうか。

富田学校運営課長 小学校給食の現状で御説明申し上げたいと思います。

まず、地産地消、いわゆる地場野菜を中心として取り入れるということは原則として設けております。

それからあと、納入業者についても、いわゆる参入、協同組合ではありませんけれども、いわゆる私どもが一つの決定機関を設けて、その登録団体としてっております。そして、その中に、特にこの間、問題になりました中国産のキクラゲという問題が一つ大きく取り上げられたときにも、いわゆる栄養士を通じて納入確認をいたしたと。それから、その前

にもいわゆる牛肉等の問題もございました。そういうことも含めて、業者と連絡をとる中で調整を図っていると。ただ、個別の学校の納入については、基本的に栄養士、校長のラインで独自の納入をとっておりますが、大原則といたしましてはその納入業者の登録業者から納入しておりますので、その辺は連絡調整の中で安全を確認しているものというふうに考えております。以上です。

宮田委員 ある程度任せて結構だと思んですが、時々チェックして、どうなっているのかということ、もし変なものを食べさせたときの影響力はきわめて大きいと考えられますので、絶対あってはならないことだと思いますので、是非チェックをお願いしたいと思います。

富田学校運営課長 1点なんですが、今おっしゃった牛肉なんですが、狂牛病以来、一切提供しておりませんで、この間、調査をいたしましたら、26市中4市がまだ牛肉を提供しておらないと。22がもう提供しておりまして、その辺でも私どもの栄養士についてもかなり強情かなという思いを含め、安心度は高いのかなというふうに思っております。以上です。

竹尾委員長 ほかに御意見のある方。

沼本委員 繰り返しになるかもしれないんですけども、学校給食というのは、結局、お昼の食事をするというだけではなくて、先ほど教育長の話にもありましたし、私も言いましたけれども、あの給食という作業を通しながら共同作業といいますか、それから教師も子どもと一体になってしていくことによって、給食の中で子どものよさもわかってくるわけで、そういうことがあって、学習指導要領の特別活動編で これは中学校の方の編ですけども、中にやはり学校給食というか、食について書かれておりますね、これは。そういうふうに教育課程といいますか、学習指導要領を達成するためにも、できるだけやっぱり完全給食というふうな方向性に持ってってもらいたい。ただし、アレルギーを持つような子については、親子方式だと恐らく卵が食べられない子だかという区別がなかなかできないと思うんですね、自校方式だったらできますけれども。だから、そういう子については家庭の弁当を持ってくるということは認めることにして、やっぱり学校給食を通しながら学校教育というものを考えていくことが大事ではないかというふうに思っています。

竹尾委員長 ほかにございますでしょうか。

大分いろいろ御意見をいただきましたことにありがとうございます。

それでは、議論も大体詰まったようでございますので、お諮りをしたいと思います。今の各委員の御発言から得ましても、中学校給食についてはただいまの報告がございました運営審議会答申内容、それを尊重して実施するというところで結論を出すことに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本日の日程第5の協議事項、中学校給食については、おおむね給食運営審議会の答申内容を尊重して実施するというように決定したいと思います。

竹尾委員長 日程第7 その他、を議題といたします。

教育委員会全般についての何か御意見等がございましたら発言をお願いいたします。質疑を終結します。

以上でその他を終わります。

以上をもちまして平成19年西東京市教育委員会第7回定例会を閉会いたします。どうも  
お疲れさまでございました。

午 後 3 時 4 7 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会委員長

署 名 委 員